

8000 ベク超も埋め立て容認

環境庁

汚染がれき処理で

環境省は27日、放射性セシウム濃度が1結当たり8千ベク超10万ベク以下のがれきや汚泥の焼却灰、ばいじん

について、地下水の汚染防止対策や跡地の利用制限など長期的な管理を条件に、埋め立てを認める方針を有識者検討会に示した。

10万ベク超についても、セメントで固化した後の濃度

が10万ベク以下になれば埋め立て可能とした。8千ベク以下は住宅地として利用しないことなどを条件に埋め立てを認める方針を既に示している。

方針によると、地下水の

汚染防止対策が取られた管理型最終処分場で埋め立てる。セシウムが溶け出しても排水として流出しにくいよう、埋め立て場所の下部には厚さ50センチ程度の土壌層を置くとした。